

令和3年第1回定例会

# 駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和3年2月4日

駿東伊豆消防組合議会

令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会期日程	目	2
付議事件等一覧	目	3

[2月4日(木)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 報第1号から議第4号までの 5件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	16
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	33
8 管理者挨拶	34
9 閉会の宣告	35

令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	2月4日	木	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第1号、議第1号～議第4号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

## 付議事件等一覧

- 1 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 議第 1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について
- 3 議第 2号 指定金融機関の指定について
- 4 議第 3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
- 5 議第 4号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和3年2月4日（木）午後2時 開会

於 議 場

---

○出席議員（17名）

1番	重岡秀子	2番	森下茂
3番	杉村清	4番	秋山治美
5番	西塚孝男	6番	浅田藤二
7番	片岡章一	8番	加藤明子
9番	大川勝弘	10番	宮崎雅薫
12番	馬籠正明	13番	岩崎高雄
14番	山田直志	15番	永岡康司
16番	梶泰久	17番	渡邊博夫
18番	渡部一二実		

---

○欠席議員

11番 二藤武司

---

○欠 員 （なし）

---

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	山本竜也
消防部長	小森泉	警防部長	大村創一郎
企画課長	安立和弘	総務課長	玉川稔
予防課長	稲葉嘉明	警防課長	矢ノ下健一郎

救急課長	佐藤潤	通信指令課長	齊藤幸雄
第一方面 本部長兼 沼津南 消防署長	渡辺肇	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	村上靖
第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	飯田万也	田方北 消防署長	藤原誠
田方南 消防署長	渡辺真人	東伊豆 消防署長	大塚篤人
会計室長	鈴木満		

---

○議会事務担当職員

書記長	廣瀬光晴	書記	草場大介
書記	岩崎孝充		

---

○議事日程

令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和3年2月4日（木曜日） 午後2時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 諸般の報告
  - 第3 会期の決定
  - 第4 報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
  - 第5 議第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について
  - 第6 議第2号 指定金融機関の指定について
  - 第7 議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について
  - 第8 議第4号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算について
  - 第9 消防行政に対する一般質問
  - 第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査
- 

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

---

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（加藤明子）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤明子）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

17番 渡邊博夫議員、18番 渡部一二実議員を指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（加藤明子）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和2年10月から12月までの定例検査結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和2年中の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願います。

次に、二藤武司議員から、本日の本会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

---

◎会期の決定

○議長（加藤明子）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

令和3年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、加藤明子議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が5件でございます。内容といたしましては、報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、議第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について、議第2号 指定金融機関の指定について、議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一

部改正について、議第4号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は5人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（加藤明子）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

---

◎報第1号から議第4号までの5件一括上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（加藤明子）

次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から日程第8 議第4号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算まで、以上5件を一括議題といたします。

この5件に対する当局の説明を求めます。

#### ○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第1号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、御報告するものであります。

次に、議第1号の案件につきましては、令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第2号の案件につきましては、指定金融機関の指定について、御議決をお願いするものであります。

次に、認第3号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第4号の案件につきましては、令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決をいただきますよう、お願いいたします。

#### ○警防部長（大村創一郎）

それでは、報第1号 専決処分の報告について御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、3ページ並びに別冊、議案資料の1ページを併せてお開きください。

令和2年10月9日、沼津市大手町において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有のポールゲートに接触し、ポールゲートを損傷させた事故で、損害賠償額13万4,200円をもって示談が成立したため、令和2年12月14日付けで専決処分をしたものであります。

以上で、報第1号 専決処分の報告についての説明を終わります。

#### ○消防部長（小森 泉）

それでは、私から議第1号から議第4号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

議第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

本補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,578万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,459万4,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、議案書の6ページ及び7ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、10ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

それでは、議案書の12ページ、13ページをお開きください。

歳入につきまして、御説明いたします。

4款1項1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、1の消防用防災資機材整備費補助金に74万2,000円を追加し、3の消防・救急体制整備費補助金から1,726万9,000円を減額するもので、合計で1,652万7,000円を減額し、消防費補助金の総額を4,579万6,000円といたします。

これは、3の消防・救急体制整備費補助金の減額について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期に伴い、大会現地警備本部で使用する映像監視システム等の契約が執行できないため、来年度予算に再計上することから、その財源である補助金を減額し、警備に係るテロ対策用資機材のうち、化学剤検知器が補助不採択となったため、当該経費の財源である補助金も併せて減額するものであります。

また、1の消防用防災資機材整備費補助金の増額は、新型コロナウイルス感染対策用の感染防止衣を整備するに当たり、令和2年度、国の第3次補正を受け、当該整備に係る経費は令和2年度予算に前倒し計上し、全額を繰越明許費として設定する方針が県から示されたことから、当該経費の財源として、2分の1に当たる経費を、1の消防用防災資機材整備費補助金に74万2,000円を追加計上し、残りの2分の1に当たる経費を、下の表になりますが、7款1項1目1節基金繰入金、1の駿東伊豆消防組合共同消防基金繰入金に74万3,000円を追加計上するものであります。

次に、議案書の14ページ、15ページをお開きください。

歳出につきまして、御説明いたします。

説明の関係上、下の表からとなりますが、3款1項2目消防運営費、6の消防本部警防管理事業から708万4,000円を減額いたします。

内訳としましては、大会警備に係る時間外勤務手当671万5,000円、警備調整会議等への参加旅費6万3,000円、警備連絡用スマートフォンの通信料30万6,000円であります。

次に、3款1項3目消防施設費、10の消防本部・消防署所警防施設管理事業から23万2,000円を減額いたします。

内訳としましては、大会現地警備本部に設置する映像監視システムの賃借料であります。

以上の2事業の減額経費のうち、大会警備に係る時間外勤務手当671万5,000円のうち639万8,000円、警備調整会議等への参加旅費6万3,000円、警備連絡用スマートフォンの通信料30万6,000円、合計676万7,000円の財源は一般財源ですので、

上の表、2款1項1目組合管理費、4の共同消防基金積立事業へ計上し、共同消防基金に積み立て、令和3年度予算へ計上する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会警備関連経費の財源とするものであります。

次に、下の表に戻りまして、3款1項3目15の消防資機材整備事業から1,672万円を減額いたします。

内訳としましては、テロ対策用資機材として補助要望していた化学剤検知器が、補助不採択となったため、減額するものであります。

次に、同じく11の消防本部救急施設管理事業に148万5,000円を追加計上するものであります。

この内訳としましては、先ほど説明しましたとおり、令和2年度、国の第3次補正を受け、新型コロナウイルス感染症への感染対策として、感染防止衣を900着整備するに当たり、令和2年度予算に前倒し計上するものであります。

次に、議案書の5ページにお戻りいただきまして、第2条において、令和2年度、国の第3次補正を受け、先ほど前倒し計上した新型コロナウイルス対策経費を、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費として定めるため、議案として提出するものであります。

次に、8ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正の、款、項、事業名及び金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。

繰越明許費に関する調書の、款、項、目、事業名及び予算額等につきましては、記載のとおりであります。

次に、議案書の5ページにお戻りいただきまして、第3条に令和3年度当初から必要になる設備の保守点検等の業務委託費及び賃借料について、令和2年度中に入札執行ができるよう、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為として定めるため、議案として提出するものであります。

次に、9ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正の、事項、期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、17ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正の、事項、限度

額、当該年度以降の支出予定額及び財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

以上が、議第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）についてでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

議第2号 指定金融機関の指定についてでございます。

本組合の指定金融機関につきましては、現在、スルガ銀行を指定してございますが、本年5月31日をもって指定終了日となるため、6月以降の指定金融機関を指定する必要があり、議会に提出するものでございます。

指定金融機関の選定方法につきましては、構成市町内に支店を有し、現に地方公共団体の指定金融機関として実績が多く、また、事務手数料などを考慮しまして、スルガ銀行を指定することといたしました。

以上が、議第2号 指定金融機関の指定についてでございます。

続きまして、議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についてでございます。

議案書の21ページ及び議案資料の2ページからの新旧対照表を併せてお開きください。

本改正は、総務省消防庁から発出された「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気設備等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布に伴い、火災予防上必要な措置が定められたことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、これまで、急速充電設備については、全出力50キロワット以下のものと定められていたものを200キロワットまで拡大し、火災予防上必要な措置を定め、併せて、50キロワットを超える急速充電設備を設置した場合の届出を義務付けるものであります。

この改正の背景は、電気自動車ユーザーの走行距離の延伸ニーズの増加や搭載される電池が低価格になり、大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められており、これに対応して、高出力の急速充電設備の普及が進んでいる状況であります。

これまでの条例では、50キロワットを超える急速充電設備については、変電設備として取扱われており、電気自動車の運転手が充電できないことなど、使用実態と合わない部分が生じてくるため改正を行うものであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。

ここからは、議案資料の新旧対照表にて御説明いたします。

2 ページを御覧ください。

1 点目としまして、急速充電設備を設置した場合の届出を義務付ける条文を追加することにより、引用条文が変更となるため、第8条の3第1項中第44条第10号を第44条第11号に改めるものであります。

2 点目としまして、第11条の2第1項中、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するため、50キロワットを200キロワットに改めるものであります。

次に、急速充電設備を設置する場合の措置について、同項第1号として、急速充電設備に隣接する建物で火災が発生した場合に、急速充電設備が長時間、高温にさらされることがないように、離隔距離を確保するよう規定を追加するものであります。

次に、資料の3 ページを御覧ください。

急速充電設備のコネクタの落下防止、充電ケーブルの液漏れによる内部基板等の損傷防止及び出力開閉器の接点の固着による事故防止措置を、同項第13号、第14号及び第15号として追加規定するものであります

また、これら規定の追加に伴い、必要な号数の繰り下げを行います。

次に、急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものを設置する場合の措置として、温度又は制御機能の異常を自動的に検知し、停止させることを義務付けるため、改正前の同項第12号にウ、エとして規定を追加するとともに、同号を同項第16号とするものであります。

3 点目としまして、第17条中、充填の填の漢字を、常用漢字表に登載された漢字に改めるものであります。

4 点目としまして、全出力が50キロワットを超える急速充電設備を設置した場合の届出を義務付けるため、第44条第10号として、急速充電設備を加えるものであります。

また、この規定の追加に伴い、改正前の同項第10号以下の繰り下げを行います。改正内容につきましては以上となりますが、最後に、議案書にお戻りいただき、22 ページを御覧ください。

附則といたしまして、施行日を、総務省令の施行日と合わせ、令和3年4月1日とするものであり、経過措置として、現に設置され、又は設置の工事がされているものへの基準の適用については、従前の例によることとします。

以上が、議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についてでございます

ます。

次に、議第4号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明いたします。

資料は、令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算書及び令和3年度予算の概要となります。

初めに、令和3年度予算の概要の1ページをお開きください。

令和3年度予算の編成理念としては、消防力の維持・強化に努めながらも、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、構成市町の財政状況を考慮し、職員一人一人が危機的意識を持ち、政策的予算の計画延伸など徹底した経費節減に努めるとともに、積極的な財源の確保を目指し、管内の住民全体の利益を第一に、必要な消防サービスを確保できる、効率的かつ効果的な特別予算として編成しています。

次に、2ページをお開きください。

予算骨子の要点を御説明いたします。

予算骨子の1項目目となる重点事業では、1つ目に、車両整備事業として、高規格救急自動車2台及び消防ポンプ自動車2台の更新を挙げ、消防活動体制の充実・強化を図っていくこと、2つ目に、来年度に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に、消防として万全な警備体制を構築し、大会成功に貢献すること、この2点を掲げております。

次に、予算骨子の2項目目となる総合計画施策の推進につきましては、各章に掲げた施策の実現に向け、それぞれの事業の推進に取り組んでいくことを挙げました。

以上が予算骨子の要点でございます。

次に、3ページに移りまして、予算総額の状況について、御説明いたします。

令和3年度は、人事院勧告等による人件費の減少や、車両及び資機材の整備計画の見直し等により、前年度に比べ予算総額で、1億9,687万8,000円の減、マイナス3.17パーセントとなっており、構成市町の負担額で比較しますと、6,332万円の減となっております。

令和3年度の構成市町の負担額については、平成30年度及び令和元年度に起債した組合債の元金償還分1,829万6,000円が純増となったものの、前年度予算と比較し、人事院勧告等により人件費を約3,500万円、車両及び資機材の更新計画を見直したことにより整備事業費を約2,800万円、さらに、経常経費についても実績をもとに精査した結果、総額で約8,000万円を圧縮させたものであります。

令和3年度は、あらゆる面で社会の在り方が変わる転換点となりますが、この予

算編成により、住民への消防サービスは、引き続き万全な体制が確保できるものと考えております。

続きまして、令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算書にて、御説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億1,167万8,000円と定めるものであります。

なお、第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりであります。

次に、第2条の地方債であります。4ページをお開きください。

第2表地方債で、起債の目的は消防施設整備事業費、限度額は1億3,430万円と定めております。

これは、令和3年度に更新する車両4台を整備する事業に伴うものであります。

1ページに戻りまして、第3条の一時借入金であります。これは、地方債が納入される前に事業の支払いが発生した場合に、一時的に借り入れをするものであり、限度額は地方債の額を踏まえ、1億3,430万円と定めております。

以上が議案の説明となります。

次に、歳入歳出予算の詳細を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入であります。1款1項1目の市町負担金は、前年度予算と比べ、6,332万円減の57億8,842万8,000円で、各市町の負担金の詳細は、説明欄に記載のとおりであります。

次に、2款使用料及び手数料の1項使用料は、各庁舎の職員駐車場等に係る使用料で、10ページ、11ページに参りまして、上段、2項手数料は、消防の許認可に係る手数料であります。

次に、3款国庫支出金は、当本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交付金の受け入れであります。

次に、4款県支出金は、消防車両や資機材等の整備に係る補助金の受け入れであります。

次に、12ページ、13ページに参りまして、5款財産収入の1項財産運用収入は、自動販売機の設置場所に係る貸付収入や、共同消防基金及び個別消防基金の利子で、2項財産売却収入は、消防車両を更新後、廃車する車両の売却収入であります。

次に、6款寄附金は、寄附のあった場合の頭出しであります。

次に、14ページ、15ページに参りまして、7款繰入金は、共同消防基金からの繰り入れて、8款繰越金は、共通経費及び個別経費の前年度繰越金の頭出しであります。

9款諸収入の1項預金利子は、歳計金の利子で、16ページ、17ページに参りまして、上段の2項雑入は、派遣職員に係る人件費の国や県からの受け入れや、消防大学校入校に係る静岡県市町村振興協会からの助成金の受け入れなどであります。

10款組合債は、起債の受け入れであります。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

初めに、1款1項1目議会費であります。

これは、組合議会の定例会及び臨時会を各2回、議会運営委員会を定例会及び臨時会の開催日と別に、2回の開催を見込んだ議員報酬と費用弁償などで、計上額は前年度並みの117万9,000円となっております。

次に、21ページにかけましての、2款1項1目組合管理費であります。

これは、組合管理者等の報酬や財務会計・人事給与システム及び内部情報ネットワークシステムの維持管理経費などで、計上額は405万6,000円減の2,867万6,000円であります。

減額の主な理由は、内部情報ネットワークシステムの個人アカウントに係るプロバイダ使用料の見直しを実施したためであります。

次に、22ページ、23ページに参りまして、2款2項1目、監査委員費であります。

これは、監査委員の報酬及び費用弁償などで、計上額は前年度並みの33万6,000円となっております。

次に、22ページから31ページにかけましての、3款1項1目職員管理費であります。

これは、職員の人件費、健康管理費、研修費及び被服費などで、計上額は3,753万8,000円減の51億2,128万3,000円であります。

減額の主な理由は、人事院勧告による期末手当の支給率の引き下げや、令和2年度の退職者が多かったことによるものであります。

次に、30ページの中段から35ページにかけましての、3款1項2目消防運営費であります。

これは、光熱水費、消耗品及び燃料費など消防本部、消防署所及び消防指令センター等を運営していくための経費で、計上額は700万2,000円減の1億8,049万

7,000円であります。

減額の主な理由は、消防本部・消防署所運営管理事業において、実績を基に、車両用燃料費や消防署所の電気料などの経常的経費を精査したことによるものであります。

次に、36ページから41ページにかけましての、3款1項3目消防施設費であります。

これは、消防庁舎の整備や施設の維持管理、車両等の更新や点検整備などの経費で、計上額は1億6,636万8,000円減の4億5,183万2,000円であります。

減額の主な理由は、今年度更新整備した、救助工作車が高額であったことと併せ、車両の更新計画を見直したことによるもののほか、消防指令施設の気象観測装置拡張業務が完了したこと、さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会警備関連資機材の整備が完了したことによるものであります。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

4款公債費であります。

これは、駿東伊豆消防組合で起こした起債の元金償還及び償還利子と、旧田方地区消防組合時代に起こした起債の元金償還及び償還利子で、計上額は1,798万円増の2億2,287万5,000円であります。

最後に、5款予備費であります。

予備費は、前年度と同額の500万円であります。

歳出は以上となりまして、次に、44ページをお開きください。

ここでは、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

ここで、令和3年度末の現在高見込額を、表の一番右の欄に記載してございますが、駿東伊豆消防組合と旧田方地区消防組合の現在高見込額の合計は、17億817万4,000円となっております。

次に、45ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

次に、46ページから70ページまでは、各給与費明細書を付けてございます。

以上で、議第4号 令和3年度 駿東伊豆消防組合会計予算について御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、議第1号から議第4号までの提案理由の補足

説明を申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤明子）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第1号、議第1号、2号、3号、4号、以上5件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、議第1号、2号、3号、4号、以上4件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 指定金融機関の指定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

次に、議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第4号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は可決されました。

---

#### ◎消防行政に対する一般質問

##### ○議長（加藤明子）

次に、日程第9 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

##### ○3番議員（杉村 清）

通告書に基づき、質問を2点させていただきます。

まず、1問目の質問ですが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している状況下での救急活動について。

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、静岡県東部では病床使用率が70%を超える状況と聞き及んでおります。このような状況下での当消防本部管内における救急活動について伺います。

- (1) 新型コロナウイルス感染症指定病院以外の病院・医院等において、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（発熱、呼吸器症状）のある患者の搬送受け

入れ拒否や搬送先決定までに長時間要したケースがあったか伺います。

- (2) 既に新型コロナウイルス感染症の陽性患者を搬送していると思われるが、どのような事案であったのか伺います。

次に、2番、コロナ禍における職員のストレス等の対策について。

静岡県においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧される中、多くの消防職員は災害対応のため当直勤務をしていることから一般住民に比べ感染リスクは高く、ストレスなどによる疲弊等が心配されます。そこで職員のストレス等の対策について伺います。

- (1) 職員の感染報告後、更なる感染防止対策はどのようなことが行われているのか。

また、その職員は完治し職場復帰しているのか伺います。

- (2) 職員の感染不安とストレスに対するメンタル面でのケアが必要と思われるが、なされているのか伺います。

- (3) 職員や家族に対しての差別や誹謗中傷等はあるのか伺います。以上です。

#### ○救急課長（佐藤 潤）

新型コロナウイルス感染症が感染拡大している状況下での救急活動について、初めに新型コロナウイルス感染症指定病院以外の病院・医院等において、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある患者の搬送受け入れ拒否や搬送先決定までに長時間要したケースがあったかについて、お答えします。

静岡県では、救急活動において、搬送受け入れ拒否や搬送先決定までに長時間要したケースを搬送困難症例といい、その定義は、医療機関への受け入れに要する照会回数が6回以上又は照会時間が30分以上と定められております。

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある傷病者の搬送における搬送困難症例は、新型コロナウイルス感染症が指定感染症となった令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間で、照会回数6回以上の件数は7件、また、照会時間30分以上の件数は9件となります。

次に、新型コロナウイルス感染症の陽性患者を搬送していると思われるが、どのような事案であったのかについて、お答えします。

保健所等からの依頼による転院搬送等が16件、救急出動で搬送後の病院等の検査により、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された事案が10件発生しています。以上でございます。

#### ○総務課長（玉川 稔）

コロナ禍における職員のストレス等の対策について、初めに職員の感染報告後、更なる感染防止対策はどのようなことが行われているのか。

また、その職員は完治し職場復帰しているのかについてお答えします。

本消防本部において、最初の感染が確認された後、駿東伊豆消防本部新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、原因の検証やその後の感染防止対策について検討を行いました。

感染の原因としましては、勤務交代時の引継ぎや、食事時の濃厚接触が疑われたことから、引継ぎの際は密にならないよう少人数で行うこと、食事の際は時間や場所を変えることを再度徹底するとともに、注意喚起の通知発出や感染防止対策研修を実施いたしました。

また、産業医や感染症の専門医に職場環境を確認していただき、救急隊の出動体制や手指消毒液の設置場所の増設等についてアドバイスをいただき改善いたしました。

感染が確認された職員につきましては、2人が入院加療、1人が自宅療養となりましたが、3人とも発症から2週間ほどで復職しております。

次に、職員の感染不安とストレスに対するメンタル面でのケアが必要と思われるが、なされているのかについてお答えします。

感染が確認された3人の職員に対しましては、復職後、所属長が面談等を行いメンタルヘルスのケアに努めました。

また、職員のメンタルヘルスにつきましては、駿東伊豆消防組合職員相談窓口を消防本部内に設置しており、相談に対しての聞き取りや助言及びメンタルヘルスカウンセリングを紹介する体制を取っております。

次に、職員や家族に対しての差別や誹謗中傷等はあるのかについてお答えします。

陽性となった職員に対しての差別や誹謗中傷は、居住地域や職場においてもそのような事例はありませんでした。以上でございます。

**○議長（加藤明子）**

以上で、杉村清議員の一般質問は終了しました。

次に、14番 山田直志議員。

**○14番議員（山田直志）**

私は、下田地区消防組合との統合協議について伺います。

まず、下田地区消防組合との協議は何回開催されどのような事項を話しあったのか。

また、この協議で今後詰めていく課題と組合の考え方についてお伺いします。

#### ○企画課長（安立和弘）

下田地区消防組合との統合協議について、初めに、協議は何回開催され、どのような事項を話し合ったのかについてお答えします。

昨年、令和2年中においては、両組合同士の協議として、担当課長が出席する調整会議を4回開催し、両組合の体制の確認や、統合による効果などについて協議いたしました。

次に、協議で詰めていく課題と組合の考えは何かについてお答えします。

消防広域化の理念である住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化などの実現に向けた調整が必要であると認識していますが、課題については、現在、洗い出しを行っている最中であります。

また、下田地区消防組合との統合に係る本組合の考えとしては、現状、両組合の消防体制の基盤が均衡していないこと、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、全ての市町が大変厳しい財政状況に置かれている中、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが未だ見えず、今後の見通しが立たないことから、慎重な研究が求められていると考えております。以上でございます。

#### ○14番議員（山田直志）

再質問をさせていただきます。

私は、当組合が発足する当時にも、賀茂地区の市町長や消防長などともこの問題で話し合いをしてきました。賀茂地区の市町長の中では、いわゆる財政負担の増加というような問題から、今回の統合については見送るのだというような固い意志決定をされたというふうに、直接、担当者の方から聞いております。それで、問題なのは、首長のところでは負担金などの財政負担と地域の消防防災力が低下するということへの懸念を持っておりました。下田消防本部の消防長からは、やはり消防防災力の低下や、長時間の通勤等での職員への不安などの話を伺っております。今回の消防の統合は、賀茂地区の統合に比べても範囲が広い中で、賀茂地区というのはここから見ても、本当に山の向こう側という地域になります。そういう点では、今、御答弁いただいたような広域化の理念の中で調整していく、いわゆるメリットを共有できるような調整ということも大事だと思いますが、私はむしろ、伊豆半島の先端地域の地理的な状況を鑑みて、メリットの共有よりも広域化によって生じるのではないかと思われるデメリットを払拭するということが、本当に大きな課題ではないかと考えます。広域化は、やはり合併の問題からも、地域の皆さんにも、首長

や議員の皆さんにも、町の衰退ということを連想させるということになると思います。ですので、今、統合という協議の中で必要なのは、政治の対話、決断じゃないかと思っております。これは、賀茂地区の首長や議会や住民が持つであろう不安や懸念をしっかりと受け止めて、それを払拭するような努力と決断なしには、このことは前には進んで行かないのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、管理者にこうした問題についてどう対応されるのか、一言、御決意なり、お考えをお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○消防長（山本竜也）**

私のほうから、お答えをさせていただきます。

下田地区消防組合との統合協議の進捗につきましては、企画課長が先ほど答弁申し上げましたとおりでございます。

組合の統合につきましては、各構成市町での組合規約の改正に係る議会の議決が必要でありますので、現在、消防広域化の3つの理念が実現できるか、達成できるかについて、メリット・デメリットを含めて検討をしているところでございます。

両組合の事務レベルでこの検討を実施しまして、今後、両組合で検討した資料を両組合の構成市町長に、お示しする予定でございます。以上でございます。

**○議長（加藤明子）**

以上で、山田直志議員の一般質問は終了しました。

次に、16番 梶 泰久議員。

**○16番議員（梶 泰久）**

私のほうから、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目に災害の備える消防庁舎の在り方について伺いたいと思っております。

今年3月で東日本大震災の発生から10年がたつという節目になります。

当時、東北を中心として被災地では、自治体の庁舎が津波で被災し、28の自治体の庁舎が使えなくなったと内閣府が伝えておりました。被災した庁舎では職員が犠牲となり、また、重要なデータが失われた事から被災者支援に影響が出たと仄聞しており、今年1月の報道によりますと、全国184の自治体の庁舎が津波で浸水するリスクがあると伝えておりました。

これらの現状を踏まえ、近年発生している様々な災害を考えると、住民が安心して暮らすためには、災害に即対応ができるよう、日頃から非常事態に備えている拠点として消防署などの施設が大きな責任を担うと思っております。

そこで、災害対策の拠点となる消防庁舎、いわゆる署所などについては、あらゆ

る自然災害に耐えうる強靱さと安全性が担保されなければならないと考えます。

そうした中で過去を紐解いてみますと、大雨洪水により庁舎の一部浸水が発生した、あるいは署所付近の道路冠水により消防活動が制限されたなど庁舎被害や消火・救命活動に支障が発生した事案があったと認識しており、これら課題に対する中長期的な対策として、署所の移転計画など具体的な対策が、まだ明示されてないと認識しております。

消防署所のあるべき姿は、災害に負けない建物の構造、良好な地盤、津波浸水や大雨浸水想定地域等の範囲外へのところに建設する、また、道路の整備、職員が参集しやすいなど、あるいは市町などの主要な行政機関に近いことなどが基本概念に必要であると考えます。そこで質問をさせていただきます。

駿東伊豆消防組合として、災害における消防庁舎の位置付けについて、考え方を伺います。

また、津波浸水地域や大雨浸水想定地域内に署所があるなど、立地に課題がある署所は何か所あるのかについても伺います。

2点目、大規模災害発生時の初動活動強化について伺います。

近年、ゲリラ豪雨をはじめ、台風な大規模な風水害による被害が発生し、また、新型コロナウイルス感染症への対応や複合災害など、防災減災の最前線では、駿東伊豆消防組合の対応が求められると思います。

とりわけ、大規模災害が発生した場合、駿東伊豆消防組合は、地域住民の生命、財産を保護し、災害による被害を最小限に抑え、混乱した状況を速やかに収拾することであり、そのためには、遅滞のない初動活動が必要だと考えます。

災害対策の中心となり本部機能の迅速な立ち上げと、消防長をはじめとする幹部職員の陣頭指揮が地域住民の生命と財産に対して直接的に影響があるというふうに思います。

つまり、被害軽減を図るためには、本部職員が速やかに集まり、体制を立ち上げるとともに、各関係機関との情報共有化、迅速かつ的確な指示が、被害の軽減につながるものと考えます。

警察官の管轄区域外居住に基準について例規通達がされています。その中には、警察官の住所に関する制限として、警察官は警察署に勤務するときは、当該警察署の管轄区域内に住所を定める事としております。

警察をはじめ、国や県、自衛隊など、常に災害対応で先頭に立ち、様々な対応を行う機関の職員は、庁舎の近くに居住し、いつ、いかなる場合においても、住民の

安心と安全を確保するために、いち早く庁舎に参集できるよう備えなければならぬと思います。いつ発生してもおかしくない大規模災害に対して、迷いのない徹底したリスク管理を住民は求めていると思いますが、そこで伺います。

本部に参集する職員は、勤務者何人中、何人の参集を想定しているのか伺います。

また、災害時において徒歩で参集できる範囲に居住する職員は何人いるのか、その体制は適正かどうか、見解を伺います。

#### ○総務課長（玉川 稔）

災害対策について、初めに災害に備える消防庁舎に在り方のうち消防庁舎の位置付けについてお答えします。

消防庁舎は、平常時はもとより、大規模災害発生時において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮する必要があることから、耐震性能を有するとともに、非常用電源や無線設備など、消防活動を継続するための設備が必要であると考えます。

また、津波や洪水、土砂災害など自然災害の被害を受けにくい場所であるか、管轄区域の人口・災害発生状況や道路整備状況など、周辺環境についても重要な要素であると考えます。

次に、立地に課題のある消防庁舎についてお答えします。

津波浸水想定区域内、洪水浸水想定区域内など立地に課題がある消防署所数は12署所となります。

#### ○警防課長（矢ノ下健一郎）

次に、大規模災害発生時の初動活動強化についてのうち、発生時に本部庁舎に参集する想定職員について、お答えします。

本消防本部では駿東伊豆消防組合警防規程第53条に基づき、災害時の職員配備体制基準を定めております。

この基準では、地震による災害の場合、管内に震度4の地震が発生し、被害が生じたときは警防本部を特別警防体制1号とし、幹部職員4人を含む15人が参集いたします。

また、警防本部長となる消防長が配備体制の強化が必要と認めた場合は特別警防体制2号とし、幹部職員9人を含む39人に増強されます。

さらに、警防本部長が特に必要と判断したときは特別警防体制3号とし、全ての職員が参集し、幹部職員14人を含む64人体制となることで、管内の災害情報等の収集、各消防署所の部隊運用調整、災害対応する職員の労務管理等を強化します。

なお、管内に震度5弱の地震が発生した場合を含め、南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合には、直ちに特別警防体制3号とし、全職員で災害対応に当たる体制としております。

次に、発災時に徒歩で参集できる範囲と居住する人数について、お答えします。

発災時においては、あらゆる手段を活用し参集することとしておりますので、全ての職員が徒歩で参集するという想定はしておりませんが、消防本部が所在する第1方面である沼津市及び清水町に居住する職員を徒歩で参集できる範囲と仮定しますと、幹部職員8人を含め24人が徒歩で参集できることとなります。

また、万が一、幹部職員が警防本部に参集できない場合は、最寄りの消防署所へ参集することとなりますが、参集した署所から指揮を執れる体制となっているほか、駿東伊豆消防組合警防規程において職務代理を定めているため、初動対応に遅れが生じることはないと考えております。

なお、大規模な災害が発生することを想定し、本部職員の3分の1の人数で年4回の警防本部訓練を実施しており、円滑に運営ができていることから、万全な体制を構築できているものと考えております。

今後におきましても、継続的に訓練を実施することで、更なる習熟に努めて参ります。以上でございます。

#### ○16番議員（梶 泰久）

答弁ありがとうございます。今、答弁にありました課題のある消防庁舎、署所について今一度確認をしたいと思いますが、答弁では、12施設が課題があるということでしたけれども、この課題のある消防庁舎、署所に対しては今後どのように対応して、どのように計画をしていくのか、その点について伺います。

#### ○総務課長（玉川 稔）

課題のある消防署所については、今後、どのような対応を考えているのか、についてお答えします。

既存の消防庁舎につきましては、著しい損傷や浸水等が発生し、消防庁舎としての機能が損なわれた場合には、代替施設の確保について、構成市町への協力をお願いしているところであります。

また、将来的には、総合計画に基づき、建替え、移転、統廃合を含めた消防署所適正配置計画の策定を進めているところでございます。以上でございます。

#### ○議長（加藤明子）

次に、7番 片岡章一議員

## ○7 番議員（片岡 章一）

通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスへの対応が長期化するなか、広域の住民の生命と財産を守るため、第一線で奮闘されている組合職員の皆様に対し、この場をお借りしまして、心から感謝の気持ちを伝えさせていただきます。誠にありがとうございます。

職員の皆様におかれましては、これからも職務への志が高く維持されますよう、また、組合消防の取組が私たち地域住民にとって少しでも安心につながられるよう、新型コロナウイルス感染症の対応について順次質問して参ります。

(1)の質問です。

消防組合として昨年度から実施している新型コロナウイルス感染症への対策は、どのような対策を実施したのでしょうか。これまでの支出額やその効果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対策実施を伺います。

(2)の質問です。

国では、新型コロナウイルス感染症の対応に奔走する地方公共団体の取組を支援するため、地方創生臨時交付金として、多くのメニューがあり、地方公共団体はその活用が図られているところです。消防組合に対し、国、県の十分な支援メニューがあるのか、また、消防組合は十分に活用しているのか、注視すべきだと考えます。駿東伊豆消防組合が使える国、県からの補助金などの支援について見解を伺います。

(3)の質問です。

今年度予算において、新型コロナウイルス感染症の影響で事業ができなかったものもあると推察しております。予算執行が困難な事業とその予算はいくらなのか、また、今後このような事業についてどのような対応するのか。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた未執行の事業について見解を伺います。

(4)の質問です。

国においては、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催できるよう努力を重ねている事と思います。消防組合においては絶対開催するとの思いで、万全の対策を講じていただきたいと願っているところです。開催が予定されている東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の警備における対策について、どのような対策を実施するのか伺います。

(5)職員の中に陽性者が確認された時の対応について。

①の質問です。

新型コロナウイルス感染症にならないために、職員は一般の方と比べ高い意識を持ち行動を律していかなければならないと考えているところです。万が一感染し業務に支障が出ないよう、あらぬ批判を受けないよう職員の行動を明確にすることが大切だと考えます。職員行動マニュアルについて見解を伺います。

②の質問です。

陽性者が出たときに、これ以上の感染をいかに阻止するか、まさに一瞬の判断の必要に迫られると思います。施設などへの消毒など含めた感染拡大防止対策について見解を伺います。

③の質問です。

業務を継続する職員の安心を確保するには、職員のPCR検査の対象をできる限り広げることも必要と考えます。濃厚接触者を含む感染した職員以外の職員のPCR検査実施について伺います。

④感染した職員への誹謗中傷及びメンタルヘルスケアにつきましては、先ほど3番議員から質問がありました。特に万全を期していただきますようお願いいたします。質問を取り下げさせていただきます。

(6)の質問です。

職員自身の感染リスクを最小限にする観点から、救急搬送などの業務を行っていく上で、関係機関との密な連携が不可欠だと思っております。コロナ対応に係る関係機関との連携についてどのように行っているのか伺います。

(7)の質問です。

広域の住民の生命と財産を守る組合にとって、コロナ過の影響は計り知れなく、苦労が絶えないと推察いたしております。しかしながら、どのようなことがあっても、職員のモチベーションを維持し組合事業を継続させていかなければなりません。これまで新型コロナウイルス感染症の対応について様々取り上げて参りましたが、全体的な課題認識と今後の対応について伺います。

続きまして、各事業のPDCAサイクルの取組について質問いたします。

コロナ禍の中、消防組合を構成する各市町が予算を確保するために苦慮していると推察いたしております。消防組合として、限りある予算の中、費用対効果などの最大限の効率、効果を発揮する事を常に意識し、その意識を組合全体に浸透させていくためにも組織的に更なる体制の充実が必要だと考えます。そのため、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）のPDCAサイクルの更なる取組が必要だと考えます。

消防組合の各事業のP D C Aサイクルにおける、現在の取組状況、取組の効果、課題、そして今後の取組について伺います。以上です。

#### ○警防部長（大村創一朗）

新型コロナウイルス感染症の対応について、初めに、新型コロナウイルス感染症に対する感染対策の実施状況についてお答えします。

庁舎関係につきましては、換気を定期的に行い、事務所出入口に手指消毒液を設置し、庁舎の共用部分を毎日消毒するとともに、飛沫感染を防ぐため、受付カウンター、事務所内、食堂等にシールドを設置いたしました。

また、注意喚起の通知発出や感染防止対策研修を実施いたしました。

次に、救急活動における感染対策は、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる傷病者に対し適切な対応を実施し、救急隊員及び他の職員への感染防止を図ることを目的として、令和2年1月28日に、感染防止のための装備、車両の消毒及び感染性廃棄物の処理等について定めた駿東伊豆消防本部における新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる傷病者に対する救急要請時から救急隊の帰署時における対応要領を策定し対応しております。

また、この対応要領は、国の警戒ステージや、静岡県が発表する静岡県新型コロナウイルス感染症警戒レベルに合わせ、随時、感染防止対策の強化を図っております。

次に、警防隊等における対応につきましては、救助出動や救急隊支援出動では、傷病者に接触することから、救急活動の対応要領に準じ、感染防止対策に万全を期した上で出動しております。

なお、感染対策に要した費用といたしましては、庁舎等に係る経費として、手指消毒液、飛沫飛散防止用シールド等の購入に約72万円、現場活動に係る経費として、コロナ対応用の感染防止衣、現場活動用ゴーグル等の追加購入に約790万円を支出いたしました。

その効果といたしましては、庁舎関係では、接客等に起因する職員への感染がないことが挙げられます。

また、救急をはじめとする現場活動におきましても、現在までのところ、職員への感染がないことから、効果があったものと考えております。

#### ○企画課長（安立和弘）

次に、駿東伊豆消防組合が活用できる国、県からの補助金などの支援についてお答えします。

本組合が活用できる財源としては、通常は、静岡県地震・津波対策等減災交付金のうち、審査会事業のほか、常備消防用防災資機材整備事業が活用でき、整備費の3分の1の支援が受けられますが、新型コロナウイルス感染症対応の支援については、静岡県の4月補正という迅速な対応により、感染防止衣やゴーグルなどの感染対策資器材が追加され、交付率も通常時より嵩上げされ、整備費の2分の1の支援が受けられることになっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた未執行の事業についてお答えします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る警備関連経費はもちろんでございますが、その他、主なものとして、やはり、消防本部救急管理事業で行う住民向けの応急手当講習会が開催できず、それに係る指導員への謝礼約640万円が未執行となっております。

今後の対策としましては、感染防止対策を徹底した少人数での講習会を予定しており、静岡県の感染状況を考慮した上で、応急手当普及啓発を推進して参ります。

また、火災予防に関連する事業として、例年、火災予防運動期間中に実施しているイベントである火災予防フェア及び住宅防火診断、また、小学生を対象に実施する防火ポスターコンクール、これら全てが実施できず、約30万円が未執行となっております。

今後の対策としましては、火災予防フェアについては規模を縮小しての実施へ、戸別訪問していた防火診断は、調査票のポスト投函による対面式を避けた調査に切り替え、また、防火ポスターコンクールについては、募集期間を長く設け、実施するなど、新しい試みを展開していきたいと考えております。

#### ○警防課長（矢ノ下健一郎）

次に、開催が予定されている東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の警備における対策について、お答えします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における警備において、平常時は本消防本部で実施している通常の感染防止対策のほか、国及び東京2020組織委員会と連携した対策を講ずることになりますが、救急活動時などで、傷病者に接触する際には、救急活動の対応要領に準じ、感染防止対策に万全を期した上で対応いたします。

#### ○総務課長（玉川稔）

次に、職員の中に陽性者が確認された時の対応についてのうち、職員行動マニユ

アルについてお答えします。

職員行動マニュアルにつきましては、職員はもとより、その同居家族に身体的症状が確認され、感染が疑われる場合等における出勤の判断や上司への報告及び休暇の取得等についても明確化し、職場内における感染防止に努めております。

また、感染が確認された職員の行動につきましては、全て保健所の指示に従い行動することとなっております。

次に、施設などへの消毒など含めた感染拡大防止対策についてお答えします。

消毒方法につきましては、実施要領を定めており、職員に感染が確認された場合には、発症日等の特定とともに、勤務中の行動履歴を詳細に確認し、勤務場所はもとより、影響があると思われる車両、立ち寄り場所等を全て消毒しております。

その他の感染防止対策としましては、感染者及びその同僚の行動等を聞き取り調査及び分析し、感染対策が不十分であったと認められた場合には、その対策について再度、周知徹底するように通知等で注意喚起しております。

次に、濃厚接触者を含む感染した職員以外の職員のPCR検査実施についてお答えします。

感染者の詳細な行動履歴を確認し、少しでも感染の危険性が考えられる職員がいる場合には、濃厚接触者と認定されなかった職員についても、保健所に相談のうえPCR検査を実施しております。

#### ○救急課長（佐藤 潤）

次に、コロナ対応に係る関係機関との連携について、お答えします。

新型コロナウイルス感染症患者等の移送については、都道府県の任務行為であります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所の移送能力が逼迫するおそれがあり、また、本組合管内の救急医療体制に支障をきたすことも懸念されることから、令和3年1月13日付けで静岡県と新型コロナウイルス感染症患者等の移送協力に関する協定を締結いたしました。

加えて、本組合の管内を管轄する保健所と、移送協力についての調整、移送を行った職員の健康管理、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる傷病者の搬送後の検査結果等、緊密に情報共有し、連携を図っております。

#### ○警防課長（矢ノ下健一郎）

次に、コロナ対応における課題認識と今後の対応について、お答えします。

新型コロナウイルス感染症に係る課題につきましては、複数の職員が感染した場合は、消防業務に支障が出るものが挙げられます。

この認識から、本消防本部では新型コロナウイルス感染症対策のため業務継続計画を策定して対応しております。

コロナ禍において、複数の職員が感染した場合でも、必要な業務を継続できるよう、火災・救急・救助の業務体制維持、本部体制の縮小や停止など、必要に応じた非常時勤務体制の実行、必要物資の確保等を協議する必要があることから、業務継続計画に基づき駿東伊豆消防本部新型コロナウイルス対策本部を設置して、業務優先順位の設定や感染予防など、あらかじめ実施できる対策の検討や非常時の勤務体制への移行時期の設定等を協議し、決定しております。

非常時の勤務体制につきましては、方面ごとの職員の感染率を10%、20%、25%と段階ごとに設定し、それぞれの方面で各隊の出動隊数を定めております。

今後の対応といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染しないことが最優先でありますので、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底に努めて参ります。以上でございます。

#### ○企画課長（安立和弘）

各事業のPDCAサイクルの取組について、(1)の現在の取組状況について、(2)の取組の効果、課題について、(3)の今後の取組について、お答えします。

コロナ禍において、各市町が予算を確保するために苦慮していると推察される中、本組合においても、限りある予算について、費用対効果など、最大限の効果を発揮するための体制整備が求められております。

本組合は、効率的かつ効果的な消防サービスを提供することを目的に、消防組合が目指すべき方向性とその実現に向け、中長期的な方針を示すため、平成29年度・30年度の2か年を掛けて、本組合の総合計画基本計画及び実施計画を策定し、令和元年度から計画をスタートさせております。

本計画においては、消防行政活動の目的を明確にしながら、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を、次年度以降の消防行政活動の企画・立案に反映させていくといった、行政評価システムを活用したPDCAサイクルによる進捗管理を行うこととしております。

特に、実施計画においては、基本計画に掲げる施策と歳出予算の事務事業とを紐付けることで、総合計画と予算を一元管理しております。

そのような中、各事業の取組状況としては、実施計画の事務事業評価として、事前評価及び事後評価を実施することで、当該年度の事務事業計画の進捗状況を管理

し、翌年度の事業計画に反映させております。

取組の効果としては、達成目標を明確にすることで、予算や人材といった経営資源の最適配分が実現できていると考えております。

また、課題としましては、取組状況の評価が一方に偏ることのないよう、消防活動と組合運営のバランス感覚を持った職員を育成していくことが重要であると考えております。

最後に、今後の取組ですが、この総合計画における行政評価システムを活用したP D C Aサイクルによる進行管理を、継続的に行うことにより、職員一人一人の業務に対する意識改革を図りながら、効率的かつ効果的な消防行政組織を構築し、消防責任をしっかりと果たしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤明子）

以上で、片岡章一議員の一般質問は終了しました。

次に、1番 重岡秀子議員。

○1番議員（重岡 秀子）

通告に従い、一般質問を行います。

総合計画、第4章消防署所の適正配置の推進について、その計画の進捗状況を伺います。

駿東伊豆消防組合総合計画は、2019年から2028年までの10年間を見通したのですが、その中でも消防署所の適正配置の推進は、特に重要な課題ではないでしょうか。人口減少が加速している地域もあり、将来的な人口動態が大きな条件になると思いますが、コンパクトシティのような構想や移住の推進など、自治体のまちづくり施策にも関係してくる難しい課題ではないかと考えます。そこで、まず総合計画には、適正配置に関してその調査などを2018年までに50%と設定し、その後5年以内に計画を策定することを目標としているが、どのような取組がされ、現状ではどの程度進んでいるのか、お伺います。

2点目として、計画を策定をする際、対象となる署所はどのような観点や視点で選考しているのか伺います。

消防本部管轄内でも、市街地が多い地域と面積が広く居住地が点在している地域などがあるが、そのような地域性も考慮されているか。

また、署所の移転、統廃合は、住民にとって消防車、救急車などの到着時間が変わるなど、関心度が高いことが予想されるが、住民への説明をどのように行い、理解を得ていくのか。国の消防力整備指針でも人口が密集している市街地に該当しな

い地域には、地域の実情に合わせて署所を設置することができるようになっており、また、旅館等の割合の大きい市街地や準市街地の特例も示されております。正に伊豆半島のように山間部も多く、また、観光中心の行政区もあることから、かなり地域性に特徴があると考えます。例えば、伊東市は年間 280万人前後の宿泊客数がありますが、単純にそれを 365日で割ると 1日平均 7,671人の人口増となります。

また、広大な別荘分譲地を抱えており、住民登録されている定住者の家屋の 2倍、3倍の戸数があり、長期休みなどには親戚や友人などで人口が膨れ上がります。現在も緊急事態宣言が出されている首都圏などから別荘に避難してきて住んでいる方が相当数いると自治会関係者から聞いています。このような地域性の考慮は大変重要と考えお聞きいたします。

3点目として、建設から40年を経過している伊東の吉田出張所の移転・建替え当の研究は進められているか伺います。吉田出張所は昭和55年に建設され、老朽化の問題がありますが、国道 135号線沿いで近隣は商業地域や住宅街が広がり、かなり重要な位置にあります。広域化する以前から八幡野分署との統合案もあると漏れ聞いていたことから、その移転、建替えは大きな課題と考えお聞きいたします。以上で第1質問を終わります。

#### ○総務課長（玉川 稔）

総合計画、第4章消防署所の適正配置の推進について、その計画の進捗状況について、初めに、総合計画には適正配置に関して、その調査等を2018年までに50%と設定し、その後5年間以内に計画を策定することを目標としているが、どのような取組がされ、現状では、どの程度進んでいるのか、についてお答えします。

今年度、駿東伊豆消防組合消防署所適正配置計画策定作業部会を6月と11月に開催し、消防施設に関する基本的な考え方、消防施設の現況と災害の発生状況、現状の署所配置と運用効果の検証、整備を検討する署所等についてなど、計画に盛り込む項目について検討いたしました。

次に、計画を策定する際、対象となる署所は、どのような観点や視点で選考しているのか、地域性は考慮されているか、住民への説明、についてお答えします。

適正配置を検討するに当たり、大規模災害時においても消防活動が継続できる場所であることを最適位置の前提条件として検討をしております。

また、対象となる署所につきましては、施設の経過年数や津波浸水想定区域内、洪水浸水想定区域内などに建設された施設を対象としております。

なお、策定に当たっては、管轄区域の人口・災害発生状況や道路整備状況等、地

域性を考慮し検討して参ります。

また、署所の移転、統合に際しては、パブリック・コメント制度等を活用し、広く住民の意見を求め、地域自治会等に丁寧な説明をして参りたいと考えております。

次に、吉田出張所の移転、建替え等の研究は進められているのか、についてお答えします。

吉田出張所は、昭和55年に建設され、建設から40年が経過している庁舎でありますので、消防署所適正配置計画における対象庁舎として移転、建替え等の研究を進めております。以上でございます。

#### ○1番議員（重岡秀子）

それでは、第2質問へ移らせていただきます。

先ほどの御答弁の中で、消防署所適正配置計画策定作業部会を開催されたということでしたが、2023年を目標に消防署所適正配置計画を策定するに当たり、どのような構成メンバーで検討がされているのか、お伺いします。

2つ目として、適正配置計画の進捗の中で計画に盛り込む項目について、現状の署所配置と運用効果の検証が挙げられていましたが、運用効果の検証とは、具体的にどのようなことなのか、お伺いします。

3つ目に、管轄地域の中では、居住人口は少ないが別荘や観光施設など流動人口が多くなる地域も存在し、地域によりいろいろな特徴があると思われれます。そのような中で、消防署所の配置は、住民、その地域の施設又は利用する者にとって、大きな関心になると思われれますが、適正配置を計画する上で、地域性の具体的な要素はどのような点を考えているのか、あらためてお聞きいたします。

4つ目に、計画がされた後、移転や建替えなど、そうした建設計画をどのように進めていくのか、お伺いいたします。以上です。

#### ○総務課長（玉川 稔）

初めに、適正配置計画を策定するに当たり、どのような構成委員で検討がなされていくのか、についてお答えします。

駿東伊豆消防組合消防署所適正配置計画の策定に当たりましては、消防部長を委員長とする当該計画策定委員会が設置されており、警防部長、各方面本部長及び消防本部の課長がその委員となっております。

また、その下部に総務課長を会長とする調整会議が設置され、消防本部の課長補佐と構成市町の担当者をもって組織されます。

さらに、当該計画の原案作成に携わる作業部会が設置されており、総務課長補佐

以下、消防本部の各課の係長が部会員となっております。

次に、運用効果の検証とは具体的にどのようなことなのか、についてお答えします。

運用効果の検証とは、どの地域にどの程度の消防需要があるのか、また、災害発生時において、出動する消防車や救急車の現場到着までに要する時間などについて調査するとともに、消防署所の最適位置や配置車両、配置人員について検証するものであります。

次に、地域性の具体的要素は、どのような点を考えているのか、についてお答えします。

地域性の具体的要素につきましては、管轄人口や、災害発生状況はもとより、議員御指摘のとおり、居住人口は少なくないが、別荘や観光施設など流動人口が多くなる地域も存在することから、それらの特性を加味するとともに、他の消防署所の位置や距離関係、道路整備状況等がこの要素になると考えております。

次に、計画の策定後は、建設に向け、どのように進めていくのか、についてお答えします。

消防署所の建設につきましては、建設に係る経費はもとより、候補地の検討から用地取得、設計、解体など、様々な課題について調整、検討を図っていく必要があります。

なお、こうした検討を始める際には、構成市町と密に調整を図りながら進めていくこととなります。以上でございます。

○議長（加藤明子）

以上で、重岡秀子議員の一般質問は終了しました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（加藤明子）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎管理者挨拶

○議長（加藤明子）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜り心から感謝申し上げます。令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

組合議会議員の皆様におかれましては、それぞれの自治体におきましても、新年度に向かった2月定例会を迎えるという大変お忙しい中、また、公務御多忙の中、このように御参集賜り、かつ、本日上程させていただきました議案につきまして、慎重なる審議を賜り御議決賜りましたことに対し、あらためて心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

議員の皆さまにおかれましても、御案内のとおり、昨年より続いております新型コロナウイルス感染症がまだまだ拡大の一途をたどり、その終息が未だ見通しがきかない、そのような状況でございます。一部地域におきましては、主に首都圏をはじめとした大都市部におきましてではございますけれども、緊急事態宣言の延長というような状況になっているところでございまして、正に国難とも言えるような状況であると考えております。私ども静岡県内においても、皆さまも御承知のとおり、変異株が確認されたというような情報もあるところでございまして、県民をはじめ、地域住民の皆さまにおかれましては、本当に心配の一途、そのような状況であると考えているところでございます。

このような中において、我々消防行政に携わる組合職員におきましては、ときとしては、先ほど来の答弁の中にありましたようにC対応ということで、正に感染リスクと隣合わせというような状況で職務に当たっているところではございますが、答弁の中でも触れさせていただきましたように、幸いにして活動における感染、このようなものがなかったというような状況であり、今後においても危機意識をしっかりと持ち、この地域の安全・安心のため、地域の皆さま方のためにしっかりと努めて参りたいと思うところでございます。

組合議員の皆さまにおかれましては、ぜひとも、更なる御指導、御鞭撻を賜り、この地域の消防行政の更なる発展のためにお力添いを賜りたく、心よりお願い申し上げます。

また、まだまだお寒い中でございますので、どうか御自愛いただき御活躍されますことを心より御祈念申し上げます。大変簡単ではございますが、組合管理者としての御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（加藤明子）

これをもって、令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午後3時46分 閉会

---

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年2月4日

議 長 加 藤 明 子

議 員 渡 邊 博 夫

議 員 渡 部 一二実